

生駒市産後ケア事業利用に関する確認事項及び同意書

以下の項目について、確認及び同意されましたら□にチェックを入れてください。

産後ケア事業の利用にあたり、生駒市が利用施設等に対して必要な個人情報を提供すること、および利用施設が生駒市に必要な個人情報を提供すること。

実施施設の状況により、希望の日や希望する施設を利用できない場合があること。

当事業を申請後、中止や変更が必要な場合は、利用日前々日の 17 時までに健康課（閉庁日等連絡がつかず急を要する場合は利用施設）へ連絡すること。期日までに連絡がなく中止や変更をした場合は、1 回利用したものとし、キャンセル料として利用料の半額を施設へ支払うこと。

産後ケア事業サービス開始時に、利用施設・訪問者に対して利用料を支払うこと。食事をキャンセルしても、料金は変わらないこと。

産後ケア事業サービス中に起きた、利用者自身の故意または重大な過失による事故について、生駒市は責任を負えないこと。

①～⑤の利用不可条件に該当している間は利用できないこと。

（利用不可条件に該当しなくなれば利用可能）

① 母子のいずれかが、感染性疾患に罹患している（一旦自宅に戻った場合は同居家族も含む）

② 母親に入院加療の必要がある

③ 母親が心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある（ただし、医師により産後ケア事業において対応が可能であると判断された場合にはこの限りではない）

④ 母子のいずれかが、利用希望日の当日や前日に予防接種を受けている

⑤ 利用希望日及び期間に、本市に住民登録がない

私は、産後ケア事業利用に関する上記の確認事項について同意します。

年 月 日

住所

利用者氏名